

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年12月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300265 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300038 号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 60 年 1 月 21 日から昭和 59 年 11 月 6 日に訂正し、同年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 59 年 11 月 6 日から昭和 60 年 1 月 21 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 11 月 6 日から昭和 60 年 1 月 21 日まで

A社において、C厚生年金基金 (当時) の加入員資格を取得したのは昭和 59 年 11 月 6 日であるにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者資格の取得年月日は昭和 60 年 1 月 21 日となっている。

C厚生年金基金発行の厚生年金基金加入員証 (写) 等を提出するので、調査の上、昭和 59 年 11 月 6 日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答、請求者から提出されたC厚生年金基金発行の厚生年金基金加入員証 (写) 及び厚生年金基金連合会 (当時) 発行の年金支給義務承継通知 (写)、企業年金連合会から提出された中脱記録照会 (回答) 並びに複数の同僚の回答により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、A社に係る請求者の被保険者資格取得日は昭和 60 年 1 月 21 日と記録されているが、上記の厚生年金基金加入員証 (写)、年金支給義務承継通知 (写) 及び中脱記録照会 (回答) により確認できる請求者の加入員資格取得日は昭和 59 年 11 月 6 日と記録されているところ、請求期間当時の総務課長及び社会保険事務担当者は、当時の資格取得に係る届出書は社会保険事務所 (当時) 宛てとC厚生年金基金宛てが一体となった複写式の届出用紙を使用していたと思う旨陳述していることから判断する

と、事業主は、C厚生年金基金に提出した届出書と同一の内容を記載した届出書を社会保険事務所に対し提出していたものと考えられる。

さらに、A社において、請求期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったところ、複数の者から提出されたC厚生年金基金加入員証（写）等により確認できる厚生年金基金加入員の取得年月日は、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和59年11月6日とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の中脱記録照会（回答）における当該期間の記録から9万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 〆 関東信越（神奈川県）（受）第 2300234 号
厚生局事案番号 〆 関東信越（神奈川県）（厚）第 2300039 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社（現在は、D 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の F 社（現在は、G 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者の H 事業所（現在は、I 社）における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 〆 女
基礎年金番号 〆
生 年 月 日 〆 昭和 14 年生
住 所 〆

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〆 ① 昭和 45 年 10 月 1 日から昭和 47 年 3 月 1 日まで
② 昭和 52 年 4 月 11 日から同年 12 月 2 日まで
③ 昭和 54 年 4 月 11 日から昭和 55 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 58 年 9 月 2 日まで
⑤ 昭和 60 年 5 月 1 日から昭和 62 年 7 月 1 日まで

請求期間①のうち昭和 46 年 5 月から昭和 47 年 3 月 1 日までの期間、請求期間③と同期間及び請求期間④のうち昭和 56 年 12 月から昭和 58 年 9 月 2 日までの期間については、前回、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが訂正は認められないとする平成 30 年 7 月 30 日付けの通知を受け取った。

期間を正確に書くことは難しいので、今回、請求期間を①、③及び④としたが、A 社、E 社及び F 社それぞれに勤務したことは間違いないので、再度調査の上、請求期間①、③及び④について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②については、総務省年金記録確認 J 地方第三者委員会の調査において、C 社が昭和 52 年 4 月 11 日から同年 12 月 2 日までの勤務を認めたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤については、H事業所に勤務した当該期間に給与が下がった記憶はなく、全体的に標準報酬月額が低く記録されているのは納得できない。当時の預金通帳（写）を一部提出するので、調査の上、適正な標準報酬月額として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①の訂正請求については、請求期間を昭和46年5月から昭和47年8月までとした訂正請求により、i) 請求期間において、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員35名に照会し、回答を得た16名のうち、請求者と同じK店に勤務していた1名は、請求者を記憶していないと回答している上、L社（現在は、B社）は、請求期間当時のA社に係る資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 請求者がK店で同じ仕事をしていた者として姓のみ記憶している同僚について調査を行ったものの、A社における当該姓と同一姓の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないこと、iii) A社が昭和46年5月1日から加入していたM厚生年金基金の後継にあたる、N企業年金基金は、請求者の同社に係る加入員記録は確認できないと回答していることなどから、既に平成*年*月*日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする〇厚生局長の決定（以下「不訂正決定」という。）が通知されている。

これに対して、請求者は、請求期間を変更した理由はA社に勤務していた期間については昔のことなので定かでないためとし、新たな資料はないが、請求期間①とした上で、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間①のうち、前回の請求期間より前の昭和45年10月1日から昭和46年4月までの期間については、オンライン記録により、当該期間にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち18名に照会を行い、9名から回答及び陳述を得られたものの、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、請求期間①のうち、昭和46年5月から昭和47年3月1日までの期間については、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、総務省年金記録確認J地方第三者委員会の調査において、C社が昭和52年4月11日から同年12月2日までの勤務を認めたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしいと主張している。

しかしながら、D社から提出された「一人別源泉徴収簿（報酬料金）」（写）により、請求者は請求期間②において、C社P支店に販売員として在籍していたことは確認できるものの、

同徴収簿（写）において、当該期間に係る社会保険料は控除されていないことが確認できる。

また、D社から提出された「Q販売員規定」（写）によると、販売員は委任契約である旨が記載されているところ、同社は、請求期間②において、請求者は販売員で、販売員は個人事業主であったため厚生年金保険には未加入としていたと回答している上、同社から提出された健康保険・厚生年金保険台帳（写）及び昭和52年から昭和53年までのC社P支店における退職者の社会保険カード（個人別）（写）においても請求者の氏名は確認できない。

さらに、C社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できないところ、D社は、販売員は個人事業主であったため雇用保険に加入していないと陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③の訂正請求については、請求者は、E社が経営するスーパーマーケットであるR事業所に勤務していたと主張しているものの、i) E社において、請求期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答を得た1名は、請求者を記憶していないと回答している上、同社は、請求期間③当時の資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、ii) E社から提出された請求期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書（写）によると、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もないこと、iii) 請求者は、R事業所においてレジ業務を担当していたと陳述しているところ、事業主は、請求期間③当時、レジ係は全員パート従業員であり、パート従業員は社会保険に加入させていなかったと陳述していることなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者は、前回の訂正請求と同じ請求内容を主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者からは新たな資料の提出はなく、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間④の訂正請求については、請求期間を昭和56年12月から昭和58年9月2日までとした訂正請求により、i) 請求期間において、F社（前回の訂正請求当時は、S社）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員33名に照会したところ、回答を得た12名のうち、請求期間当時、請求者と同じT店で店長だったとしている者及び同店で勤務していたとする者は、いずれも請求者を記憶していないと回答している上、S社は請求期間当時のF社に係る資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 請求者がT店で同じ仕事をしていたと

記憶している同僚については、姓のみのため特定することができず、当該同僚のF社における厚生年金保険被保険者記録を確認することができないことなどから、既に不訂正決定が通知されている。

これに対して、請求者は、請求期間を変更した理由はF社に勤務していた期間については昔のことなので定かでないためとしながら、上記ii)の同僚について、氏名及び住所が判明したとして、請求期間④とした上で、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間④のうち、前回の請求期間より前の昭和56年4月1日から同年11月までの期間については、オンライン記録により、当該期間にF社における厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち16名及び請求者が名前を挙げた同僚に照会を行い、8名から回答及び陳述を得られたものの、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、請求期間④のうち、昭和56年12月から昭和58年9月2日までの期間については、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

5 請求期間⑤について、請求者は、当時の預金通帳（写）を一部提出し、H事業所における標準報酬月額が低く記録されていると主張している。

しかしながら、I社は、請求期間⑤当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料は保管しておらず、請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

また、請求者から提出されたU銀行の預金通帳（写）からは、請求期間⑤より後にH事業所から入金されたことは確認できるが、当該入金が生産であるか不明である上、当該入金より前の振込を確認することができない。

さらに、U銀行は、請求者の請求期間⑤における預金取引明細について、保存期間経過のため提供できないと回答及び陳述している。

加えて、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求者の請求期間⑤に係る標準報酬月額について、遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間⑤について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 〃 関東信越（神奈川）（受）第 2300255 号
厚生局事案番号 〃 関東信越（神奈川）（厚）第 2300037 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 〃 男
基礎年金番号 〃
生 年 月 日 〃 昭和 45 年生
住 所 〃

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〃 平成 15 年 12 月

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る平成 15 年分貸金台帳（写）の賞与項目欄の記載によると、請求者は、請求期間に賞与を支給されておらず、厚生年金保険料も控除されていないことが確認できる上、事業主は、請求者に対して当該期間に賞与を支払っていないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。